

「診療に関する情報提供等の在り方に関する検討会」について

1 検討会の目的と検討経緯

- 平成11年7月に医療審議会が取りまとめた「医療提供体制の改革について(中間報告)」を受け、医療情報の提供等の普及・定着に向けた環境整備が3年を目前に進められてきた。
- 平成14年度がその最終年度にあたること等から、医療情報の提供等の状況を把握・評価しつつ、今後の医療情報の提供等の在り方について検討するため、医政局長の私的諮問機関として検討会を設置し、平成14年7月5日から平成15年5月29日にかけて、10回にわたり検討会を開催。

2 報告書の概要

(1) 診療情報の提供等の状況に関する把握・評価について

- 医師会等において診療情報提供のための「指針」を作成するなど、自主的な取り組みが進められてきている。
- 関係団体による各種調査によれば、医療機関における情報提供に関する理解や実際に診療記録の開示に取り組んでいる機関が増加しているなど、この3年間で診療記録の開示を含めた診療情報の提供は着実に進展している。
- しかしながら、国及び医療関係者の取組は不十分であり、医療機関によって対応にばらつきがあるなどの指摘がある。

(2) 診療情報の提供に関する法的位置づけ及びルール作りについて

【資料情報提供の法制化について】

- 患者と医療従事者が診療情報を共有し、患者の自己決定権を重視するインフォームドコンセントの理念に基づく医療を推進するため、医療機関は、患者に診療情報を積極的に提供するとともに、患者の求めに応じて原則として診療記録を開示すべきである。
- 個人情報保護法が成立したが、同法が施行されれば、個人情報保護法の対象となる医療機関は、本人からの求めに応じて、原則として診療情報を開示する義務を負うこととなり、すでに多くの地方自治体で制定されている個人情報保護条例と合わせた個人情報保護法制も含めて、診療記録の開示を含めた診療情報の提供についての法的基盤が整ったこととなる。

- その上で、患者のアクセス権を保障する必要性から、あるいは、個人情報保護法では対象とならない遺族による開示などについて、個別法による法制化を求める意見があった。
- 一方で、個人情報保護法により医療機関が原則として開示義務を負うことを前提にすれば、これに加え個別法による法制化を行う必要性は乏しく、遺族への開示などについては、法律で一律に決めるのではなく、医療機関の自主的な取組を促進すべきといった意見があった。
- いずれにしても、個人情報保護法の施行までの間においても診療情報の提供を促進し、また、個人情報保護法の対象外である一定の小規模医療機関や遺族への開示についても促進するため、まずは、情報提供等に関して各医療機関が則るべき運用指針（ガイドライン）を策定すべき。
- 今後、環境整備の状況や診療情報提供の進捗状況等を適宜把握し、評価を行った上で、必要な措置について検証していく必要がある。

【診療記録改ざんについて】

- 診療記録の字句などを不当に変える改ざんはあってはならず、状況に応じて、厳正な司法処分や行政処分が求められる。
- 改ざん防止措置について「法的に整備すべき」との意見があったが、「改ざんであるか否かの判断は実際には困難であることが多いことから、法的な対応は困難であり、むしろ、記録の修正の在り方を明確に示すべき」との意見があり、この問題については、別途慎重な検討を要する課題と考える。